



議員提出議案第十一号

国際障害者年の国内行動計画の策定と障害者施策の拡充に関する

意見書について

右事件について、別紙のとおり内閣総理大臣、文部大臣、厚生大臣、労働大臣に意見書を提出する。

昭和五十五年十二月二十五日

提出者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	大丸敦
賛成者	三朝町議会議員	名越典由
賛成者	三朝町議会議員	房安丈夫
賛成者	三朝町議会議員	藤井十成
賛成者	三朝町議会議員	福田家和

昭和五拾五年拾月廿五日

原案可決

三朝町議会議長牧田禎

国際障害者年の国内行動計画の策定と障害者施策の拡充に

関する意見書

一九八一年は、国連第三十一〜三十四回総会の決議にもとづく国際障害者年である。

国連は、障害者の社会生活への「全面参加と平等」をはじめ、国際障害者年のかかげる五つの目的を実現するため「長期行動プログラムを通じて、フォロー・アップすることの重要性」を強調するとともに、国内行動計画の策定を勧告している。

本町の障害者のおかれている実態は、まさにこの国連の決議と勧告にもとづき、障害者施策拡充のため、国と地方自治体の本格的なとりくみを必要としていることをしめしている。このことは、障害者はもとより町民のつよく要望しているところである。

したがって本議会は、政府が長期的展望のもとに、障害者の人権、基本的自由、平和、人間の尊厳を実現するため、次の施策をただちに具体化されるよう、つよく要請するものである。

一 政府は国際障害者年と、それにつづく国内行動計画として、障害児にたいする幼児教育から高校教育までの一貫した教育の保障、保護雇用制度の新設、障害年金をはじめ所得保障の確立、日常生活用具の開発、健診体制の拡充による障害の発生予防などをもり

こんだ、十か年計画を作成すること。

二 政府は地方自治体が作成する、障害者が自由に行動できる町づくり、各種障害者福祉の充実、健診体制の整備などにたいし、財政援助をふくむ特別の助成措置を講じること、

三 国際障害者年国内行動計画（十か年計画）を実施するうえで、国と自治体の協力と責任の明確化、地方自治体がおこなう施策にたいする国の助成措置などを内容とする「障害者施策推進特別措置法」（仮称）を策定すること。

四 政府は、法律のなかにもなお残されている障害者にたいする不当な差別と偏見にもとづく不利なあつかいや、適切でない表現をあらためるとともに、国連が提唱している「障害者の日」を制定すること。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十五年十二月二十五日